

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 関口博ほか40名

被告 国

証拠説明書

(甲54号証)

2019年(平成31年)2月14日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 水 永 誠 二

同 瀬 川 宏 貴

同 出 口 か お り

同 小 峰 将 太 郎

甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立 証 趣 旨
54	意見書(番号法に おける個人番号 制度の憲法適合 性について)	原 本 玉蟲由樹 (日本大学 教授)	2018.2.4	人のプライバシーの憲法上の位 置づけとその保障の実体的内容、 番号法における個人番号の生成・ 指定・利用の憲法適合性等。 「番号法にもとづく個人番号の

					生成・指定およびこれを利用したデータマッチングは、個人のプライバシーへの強度な介入を正当化できるような重要な目的を追求するものといえず、違憲の疑いが強い」、「同法19条14号・16号は明確に違憲である」との意見となっている。
--	--	--	--	--	--